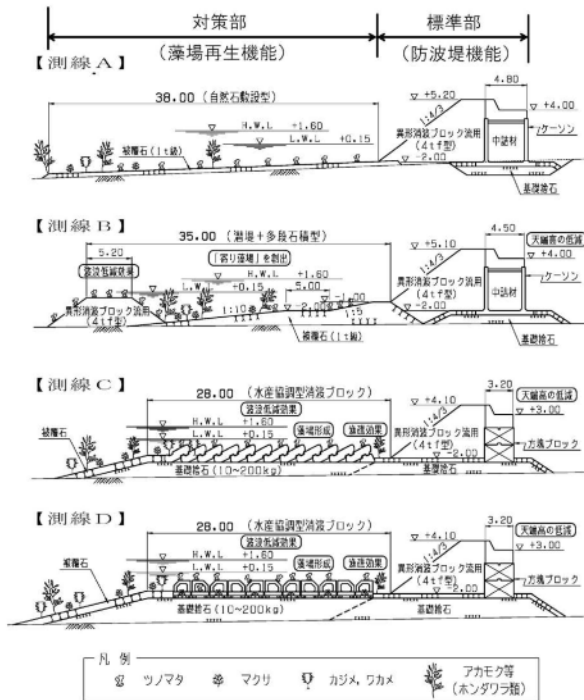


配慮の視点	種の多様性への配慮	配慮項目	野生生物の生息・生育環境の保全・創出
配慮事項	多様な水辺環境の保全・創出		
配慮事例	採餌、休息、繁殖の場所としての「藻場」の保全・創出		
内容	<p>●魚介類の生息、産卵、保育の場としての「藻場」の保全・創出</p>		
	<p>【解説】 藻場は魚介類の生息場、産卵場、稚仔の保育場となっており、現在ある藻場は可能な限り保全することが生物多様性の保全につながります。また港湾整備などにより、やむを得ず消失する場合には、必要に応じて新たな藻場を創出することも検討します。</p> <p>【具体的な工法・配慮事項】 藻場を創出する場合には、生育基盤の違いにより以下の配慮が必要です。</p> <p>●岩礁性藻場の創出</p> <p>① 岩礁性藻場の設計では、海藻類の生育条件を満たす水深、種苗の定着などに留意する必要があります。また、種苗の自然な加入が期待できない場合などには、人工種苗移植も一つの方法です。</p> <p>●砂泥性藻場の創出</p> <p>① 砂泥性藻場（アマモ場など）の条件では、海藻類の生育条件を満たす物理的要因、化学的要因に留意する必要があります。また、天然アマモ場から花枝を採取し、種子の採取・管理を陸上でを行い、種子を海域に播種するのも一つの方法です。</p>		

【事例】



【場所】

兵庫県南あわじ市 丸山漁港

【環境配慮の内容と方法、工法】

- ・ 漁港事業による新たな埋立による藻場喪失に対するミチゲーションを行った。
- ・ 兵庫県で初、全国的にも例が少ない時期に施工した。
- ・ 消失する藻場と同等面積を確保するために防波堤の前面に藻場を設置した。
- ・ 現存藻場と同様のガラモ場、海中林の復元を目指した。
- ・ 4タイプの工法で施工し、効果を比較した。

留意点

- ・ 海藻類の生育には、①光（水深、濁り）、②波・流れ、③海底基盤の性状、④着生基質の形状、⑤構造物または周辺藻場との位置関係、⑥藻食動物・競合生物、⑦水質、⑧底質などが関係しています。

参考資料

- 1 「海の自然再生ハンドブックーその計画・技術・実践ー第3巻藻場編」国土交通省港湾局
- 2 「自然共生型海岸づくりの手引き」農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省港湾局・国土交通省河川局